

## 第4回ラオス法整備支援研修（教育・研修改善）

国際協力部教官

氷室隼人

### 第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2019年12月1日（日）から同月14日（土）までの日程（移動日を含む。）で、ラオス国立大学法政治学部学部長である Viengvilay THIENGCHANHXAY 教授ら25名を対象に、法務総合研究所及びJICA横浜等において、ラオス第4回本邦研修（教育・研修改善）を実施した。詳細な研修日程等については、別紙一覧表（別紙1は日程表，別紙2は研修参加者名簿）を参照されたい。

### 第2 研修の背景及び目的

この研修は、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）が、2018年7月にラオスの4機関（司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院及びラオス国立大学）を実施対象として開始した「ラオス法の支配発展促進プロジェクト」<sup>1</sup>の中で実施している活動の一環として実施したものである。

このプロジェクトでは、3つのサブワーキンググループ（民事法SWG，刑事法SWG，教育・研修改善SWG）に分かれて活動を実施しているところ，今回の研修は，これらのうち，教育・研修改善SWGのメンバーを対象に実施したものである。

教育・研修改善SWGは，現在，ラオスにおいて質の高い法律実務家を養成するための人的・組織的能力を身に付けるため，法学教育，法曹養成研修，継続的実務研修が相互に連携し，一貫性のあるカリキュラムを整備するとともに，効果的な教材と教授方法を研究し，活用していくことを目指して活動を行っている。具体的には，①法学教育，法曹養成研修，継続的実務研修それぞれのカリキュラムと教育・研修の現状を調査し，これを見直した上で必要に応じて改善する，②ラオスにおいていまだ体系化した形で存在しない事実認定理論及びそのトレーニング方法を確立し，その内容を教科書等の形にまとめて関係各所に普及させる，というものである。そして，②については，SWGのメンバーらにおいて，民事及び刑事に関する事実認定問題集を作成することで合意し，既にその執筆作業に着手している<sup>2</sup>。

以上のような背景事情を考慮し，今回の研修では，まず，研修参加者に対し，日本の法学教育，法曹養成研修及び継続的実務研修の実情等（教育・研修方法，カリキュラム

<sup>1</sup>「ラオス法の支配発展促進プロジェクト」開始の経緯及びその内容については，既刊のICD NEWS第76号「ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」(当部ホームページにも掲載)を参照されたい。

<sup>2</sup>ラオスの刑事事実認定を巡る状況については，既刊のICD NEWS第78号「ラオスの刑事事実認定を巡る状況～ラオスにおける刑事事実認定の適正化に向けて必要な方法論の一考察～」(当部ホームページにも掲載)を参照されたい。

及び実施体制等)に関する日本の知見・経験を提供することを目的に、各種講義・訪問見学を実施した(上記①に対応)。また、SWGのメンバーが事実認定に関する理解をより深めるとともに執筆中の事実認定問題集をより良い内容とすることを目的に、意見交換を実施した(上記②に対応)。

### 第3 本研修の内容

本研修日程の詳細については別紙1のとおりであるが、以下、実施したプログラムの内容を紹介する(なお、1については主に第2の①、2については第2の②に関連したものである)。

#### 1 講義・訪問見学

##### (1) 日本の法学教育

東京大学名誉教授であり、現在弁護士として活動している内田貴先生より、明治期の日本がどのようにして法学を確立するに至ったか、法学の意義とは何かなどについて講義を受けた。ラオスでは法学概論に関する教育が大学等で十分に行われていないこともあり、研修参加者は、日本における法学誕生の経緯や法学の意義等について、メモを取るなどして熱心に聞き入っていた。

##### (2) 日本の刑法学の確立

慶應義塾大学名誉教授(中央大学大学院法務研究科教授)である井田良先生より、明治期以降に日本がどのようにして刑法学を発展させるに至ったかなどについて講義を受けた。研修参加者からは、日本の刑法学がドイツの影響を強く受けていることについて、なぜドイツだったのか、日本とドイツとでは国民性や政治、経済、文化など多くの点で違いがあるがどのようにしてその調和を図ったのかという点について質問がなされるなど、日本の刑法学がドイツの影響を受けつつも固有のものとしてこれを確立・発展させたことについて大きな関心を寄せていた。

##### (3) ラオス民法典を踏まえてラオス民法学をどのように確立するか

東京大学名誉教授(学習院大学法務研究科教授)である大村敦志先生及び慶應義塾大学大学院法務研究科教授である松尾弘先生より、2018年12月に成立したラオス民法典<sup>3</sup>を踏まえてラオスにおいてどのように民法学を確立するかについて講義を受けた。この講義では、当部鈴木一子教官がモデレーターを務め、大村先生と松尾先生に順次質問を行っていくという対談形式を採用したところ、研修参加者

<sup>3</sup> ラオス民法典については、ラオス側からの起草支援要請を受けて2012年から日本が支援を開始したものであり、大学教授及び実務家による民法典起草国内支援委員会(AG)を設置することで学問的実務的観点から支援すると共に、弁護士出身の長期派遣専門家が首都ビエンチャンに駐在して民法典起草サブワーキンググループ(SWG)の起草作業に対する技術支援を行った末、2018年12月6日にラオス国民議会で承認され成立した。公布から1年後に発効となるが、本校執筆時点(2020年1月中旬)で公布時期は未定である。ラオス民法典の詳細については、既刊のICD NEWS第79号「日ラオス法司法分野協力関係20周年及びラオス民法典成立記念式典・講演」、「ラオス法整備支援20年とその成果としての民法典」、「ラオス民法典の概要(総論)」、同第80号「ラオス民法典の概要(各論)」(いずれも当部ホームページに掲載されている)等を参照されたい。

からは好評であった。研修参加者は、日本の大学や法科大学院でどのようにして民法を教えているか、具体的には、カリキュラムや使用教材の内容、実際に教える際の順序、試験問題を作成するに当たっての視点等について強い関心を示しており、これらに関する質問や発言を行うほか、熱心にメモを取るなどして聞き入っていた。

(4) 法科大学院のカリキュラム及び教授法

金沢大学法科大学院准教授である舟橋秀明先生より、同大学院において、どのような観点からカリキュラムが組まれ、また、使用教材や試験問題を作成したり、教授法を考案するに当たってどのような工夫がなされているかなどについて講義を受けた。この講義の内容は、舟橋先生が普段実際に担当している授業（民法、民法演習）を踏まえた実践的なものであり、研修参加者からは、その詳細について多くの質問がなされたほか、大学における教育と法科大学大学院における教育との重複をどのようにして防いでいるか、両者の役割分担についてどのように考えたらよいかなどといった質問がなされた。

(5) 検察官研修のカリキュラム、教材開発

法務総合研究所研修第一部上島大輔教官より、検察官任官後の研修カリキュラムの内容、研修で使用する教材をどのような目的、方法で作成しているかなどについて講義を受けた。研修参加者、とりわけ、最高人民検察院検察官研修所に所属するメンバーの関心度は強く、カリキュラムを改訂する際の視点や研修教材を作成する際の具体的方法、手順等について多くの質問がなされた。

(6) 実務修習の実情（福井地方検察庁への訪問・見学）

福井地方検察庁を訪問し、同庁においていかなる形で司法修習生に対する教育が実施されているかについて紹介していただいたほか、司法修習生が普段修習している司法修習生室、録音・録画機が設置された取調室を見学させていただいた。ラオスでも、2015年1月から、司法省国立司法研修所「National Institute of Justice」（NIJ）において、将来裁判官・検察官・弁護士を目指す者に対する実務修習が開始されたこともあり<sup>4</sup>、研修参加者は熱心にメモを取るなど、強い関心を示していた。

(7) 弁護士会における実務修習・研修の実情

神奈川県弁護士会所属の佐藤裕弁護士、今井史郎弁護士、坂本正之弁護士より、司法修習生に対する弁護実務修習の実情、同会における新規登録弁護士研修の実情、新規登録弁護士を対象とするチューター制度について、それぞれ講義を受けた。ラ

---

<sup>4</sup> ラオスでは、従前、法曹三者を格別に養成していたが、法解釈・法適用の不統一などの問題が生じていたため、法曹養成システムを変更し、日本型の法曹養成システムを参考に、2015年1月から、司法省傘下に設置されている国立司法研修所「National Institute of Justice」（NIJ）において、司法省職員のほか、将来、裁判官・検察官・弁護士として活躍する「法曹の卵」の一元的養成を開始した。その経緯やラオスにおける法曹養成制度の詳細については、既刊のICD NEWS第72号「ラオスの法曹養成制度改革」、第67号「ラオスの法曹養成に対する日本の支援体制について」（いずれも当部ホームページに掲載されている）等を参照されたい。

オスでは弁護士的人数が極めて少なく、弁護士会の組織力も脆弱であることもあり、研修参加者は、日本の弁護士会が新規登録弁護士を対象に実施している研修制度の充実ぶりに大いに刺激を受けている様子であった。

(8) その他

当職において、研修初日の導入講義として、日本の法曹養成制度に関する講義を実施した。

また、当部鈴木一子教官（裁判官出身）において、裁判官の研修に関する講義を実施したほか、事実認定問題集に関する意見交換の導入講義として、裁判官から見た事実認定及び判決作成に関する講義を実施した。



【大村敦志（学習院大学大学院法務研究科教授・東京大学名誉教授）（左）と松尾弘先生（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）（右）による対談】

2 意見交換（民事・刑事事実認定問題集について）

- (1) 事実認定問題集については、教育・研修改善SWGのメンバーを民事グループ、刑事グループの2つに分けてそれぞれ同時並行で執筆を進めており、今回の意見交換においても、民事と刑事の2つのグループに分けて実施した。
- (2) 民事グループでは、佐竹亮長期派遣専門家が作成した事例問題2題（貸金返還請求に関する事例、売買代金支払請求に関する事例）について、刑事グループでは、伊藤淳JICA長期派遣専門家が作成した事例問題3題（被害者証言の信用性が問題となる事例、犯人識別供述の信用性が問題となる事例、殺意の立証が問題となる事例）について、それぞれ、研修開始までにあらかじめ提出された第一次草案をたたき台として意見交換を実施した。民事グループの意見交換には、中央大学大学院法務研究科教授の山田八千子先生及び弁護士の志賀剛一先生に、刑事グループの意見交換には、元裁判官で、現在弁護士である波床昌則先生及び法務総合研究所研修第一部田澤博司部長にそれぞれ御参加いただき、研修参加者が事実認定に関する理解を深め、第一次草案について改良を重ねる上で大変有用となるコメントをいただいた。
- (3) 現在、佐竹専門家及び伊藤専門家を中心に、この意見交換を踏まえて、ラオス独

自の事実認定理論及びそのトレーニング方法の確立について検討中であるほか、設例や草案の内容についても検討を重ねているため、本稿においては、意見交換の内容や詳細を説明することは差し控え、若干の指摘にとどめることとする。

まず、民事グループについては、研修開始当初、各契約が定める要件を整理しないまま請求権の存否等に関する検討を行うなどの問題もみられたが、事実認定の考え方についての総論的な講義を受けた後に集中的に議論したことによって要件を整理することの意味を理解できたようであり、意見交換を重ねるにつれて徐々にコツを掴んでいく様子が見てとれた。また、刑事グループについては、研修開始当初、証人の証言が信用できるか否かを判断するための具体的要素や着眼点について十分に検討できていなかったが、意見交換を重ねるにつれて、多角的な視点からその要素を挙げ、それを踏まえた説明ができるようになるなど、具体的事例を通じて徐々に事実認定に関する理解を深めていく様子が見て取れた。



【意見交換会の様子（民事グループ）】



【意見交換会の様子（刑事グループ）】

### 3 総括質疑

総括質疑では、研修参加者から、「今回の研修では、法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修といったそれぞれの段階毎に、何をどこまで、また、どのような方法でそれを教えるべきかを学ぶことができ、大変有意義であった。」「講義を通じて、きちんとした法理論を構築してこそ良い実務の運用が可能となるのだということが改めて分かった。」「事実認定に関する意見交換では、事実認定に関する考え方について日本の先生方から大変貴重なヒントをいただいた。今後は、今回の研修を踏まえて事実認定問題集の草案を改良していくとともに、設例数を増やしていきたい。」などといった積極的な意見が多く出された。

## 第4 おわりに

今回の研修期間を通じて、研修参加者からは、日本が有する知見・経験を積極的に学び取ろうとする強い熱意がうかがえたことに照らすと、今回の研修を実施した意義は大きかったと考える。

今後、研修参加者が研修を受けたことに満足するのみならず、各自が学んだ内容を、

ラオスの法学教育，法曹養成研修及び継続的実務研修の改善に実際に結び付けるべく，より深い問題意識の下，カリキュラム内容の調査や事実認定問題集の執筆等を継続するとともに，その成果をラオスの法・司法界の関係者に普及していただくことを願いたい。

最後に，今回の研修にご協力いただいた講師の先生方，訪問見学を受け入れていただいた機関をはじめとする関係者の皆様に対し，この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

ラオス第4回本邦研修(教育・研修改善) 日程

別紙1

[教官:氷室準人, 前田佳行, 鈴木一子 専門官:執行麗星]

月 日	9:30	12:30	14:00	17:00
12 / 日 1	12:30 17:00 入国			
12 / 月 2	9:30 JICAオリエンテーション	11:30 YIC	12:30 ICDオリエンテーション YIC	14:00 17:00 講義①「日本の法曹養成制度」 ICD氷室教官 YIC
12 / 火 3	10:00 講義②(裁判官の研修) ICD鈴木教官	12:00 赤レンガ第1教室	13:30 講義③(日本の法学教育) 東京大学名誉教授 内田貴弁護士	17:00 赤レンガ第1教室
12 / 水 4	9:30 講義④(日本の刑法学の確立) 中央大学法科大学院 井田良教授 (慶應義塾大学名誉教授)	12:30 慶応義塾大学	13:40 講義⑤ (ラオス民法典を踏まえてラオス民法学をどのように確立するか) 学習院大学法科大学院 大村敦志教授(東京大学名誉教授) 慶応義塾大学法科大学院 松尾弘教授	17:45 慶応義塾大学
12 / 木 5	9:30 講義⑥(検察官研修のカリキュラム、教材開発) 法務総合研究所研修第一部教官	12:00 赤レンガ第5教室	福井へ移動	
12 / 金 6	9:30 訪問見学①(実務修習の実情)	12:00 福井地方検察庁	移動	14:30 17:00 講義⑦(法科大学院のカリキュラム、教授法) 金沢大学大学院 舟橋秀明准教授 金沢大学法科大学院
12 / 土 7				
12 / 日 8				
12 / 月 9	9:30 講義⑧(裁判官から見た事実認定及び判決作成) ICD鈴木教官	12:00 YIC	13:50 講義⑨(弁護士会における実務修習・研修の実情) 佐藤裕弁護士, 今井史郎弁護士, 坂本正之弁護士	17:00 神奈川県弁護士会
12 / 火 10	10:00 意見交換① 民事・刑事事実認定問題集について 刑事グループ: 波床昌則弁護士, 法務総合研究所研修第一部田澤補司部長, ICD前田佳行教官, 氷室教官 民事グループ: 中央大学大学院 山田八千子教授, 鈴木教官	12:30 ICD	意見交換会	14:00 17:00 意見交換② 民事・刑事事実認定問題集について 刑事グループ: 波床弁護士, 田澤部長, 前田教官, 氷室教官 民事グループ: 山田教授, 鈴木教官 ICD
12 / 水 11	09:30 意見交換③ 民事・刑事事実認定問題集について 刑事グループ: 波床弁護士, 前田教官, 氷室教官 民事グループ: 鈴木教官	12:30 YIC	14:00 意見交換④ 民事・刑事事実認定問題集について 刑事グループ: 波床弁護士, 前田教官, 氷室教官 民事グループ: 山田教授, 鈴木教官	17:00 YIC
12 / 木 12	09:30 意見交換⑤ 民事・刑事事実認定問題集について 刑事グループ: 波床弁護士, 前田教官, 氷室教官 民事グループ: 志賀弁護士, 鈴木教官	12:30 YIC	14:00 意見交換⑥ 民事・刑事事実認定問題集について 刑事グループ: 波床弁護士, 前田教官, 氷室教官 民事グループ: 志賀弁護士, 鈴木教官	17:00 YIC
12 / 金 13	9:30 総括質疑応答(意見交換⑦) 民事・刑事事実認定問題集作成に関する今後の活動計画について 波床弁護士, 山田教授 前田教官, 氷室教官, 鈴木教官	12:30 YIC	12:45 13:15 JICA講評, 評価会, 修了式	YIC
12 / 土 14	帰国			

ラオス第4回本邦研修(教育・研修改善)

別紙2

1	<b>ヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ</b>
	<b>Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY</b>
	ラオス国立大学法政治学部学部長
2	<b>ブンティアン・ポンマチャン</b>
	<b>Mr. Bounthieng PHOMMACHANH</b>
	ラオス国立大学法政治学部副学部長
3	<b>ヴィサイ・シーハパンヤ</b>
	<b>Mr. Vixay SYHAPANYA</b>
	ラオス国立大学法政治学部民事学科長
4	<b>ヴィライ・ランカーヴォン</b>
	<b>Ms. Vilay LANGKAVONG</b>
	ラオス国立大学法政治学部政治学科長
5	<b>ドウアンマラ・カムソンカ</b>
	<b>Ms. Douangmala KHAMSONGKA</b>
	ラオス国立大学法政治学部教務課長
6	<b>ブンリエン・ヴォンサンパン</b>
	<b>Mr. Bounlieng VONGSAMPHANH</b>
	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科刑事訴訟法グループ長
7	<b>ペッサマイ・サイモンクン</b>
	<b>Ms. Phetsamay XAYMOUNGKHOUNE</b>
	司法省国立司法研修所副所長
8	<b>パタナー・ブンペン</b>
	<b>Ms. Patthana BOUNPHENG</b>
	司法省国立司法研修所技術管理課長
9	<b>ケンペット・セートーンカム</b>
	<b>Mr. Khemphet SENGTHONGKHAM</b>
	司法省国立司法研修所国際協力課職員
10	<b>オナノン・ルアンパイ</b>
	<b>Ms. Onanong LUANGAPHAY</b>
	司法省人事組織課次長
11	<b>スukkanヤー・チャンタヴォンサ</b>
	<b>Mr. Soukanya CHANTHAVONGSA</b>
	司法省国立司法研修所司法研修課次長
12	<b>ダブサダチャン・ヴォンサイ</b>
	<b>Mr. Dabsadachanh VONGXAY</b>
	最高人民検察院検察官研修所副所長
13	<b>ブアカム・パダプディー</b>
	<b>Ms. Bouakham PADAPDY</b>
	最高人民検察院監査局副局長

14	<b>ピーヤー・ポンセーナー</b>
	<b>Ms. Piya PHOLSENA</b> 最高人民検察院民事事件検査局民事・労働事件検査課長
15	<b>センスター・シーパサー</b>
	<b>Ms. Sengsouda SYPASEUTH</b> 最高人民検察院検察官研修所カリキュラム研究・情報課長
16	<b>ブンシー・ブーロム</b>
	<b>Mr. Bounsy BOULOM</b> 最高人民検察院民事事件検査局副局長
17	<b>カンパコン・トンパトゥン</b>
	<b>Mr. Khamphakone THONGPATHOUM</b> 最高人民検察院国際協力計画局国際協力課テクニカルスタッフ
18	<b>プッタソン・タンマウオン</b>
	<b>Mr. Phouthasone THAMMAVONG</b> 最高人民検察院検察官研修所テクニカルスタッフ
19	<b>スクサワート・ブンマーセン</b>
	<b>Ms. Souksavath BOUNMASENG</b> 最高人民裁判所研修所所長
20	<b>ティツパソン・ラウオンサイ</b>
	<b>Mr. Thipphasone LADVONGXAY</b> 最高人民裁判所研修所副所長
21	<b>カンパイ・サイヤスック</b>
	<b>Mr. Khamphay XAYASOUK</b> 最高人民裁判所研修所技術課長
22	<b>チャンスック・カンブー</b>
	<b>Mr. Chansouk KHAMPHOU</b> 最高人民裁判所研修所技術課次長
23	<b>ヴィライポーン・ウオンサワット</b>
	<b>Ms. Vilayphone VONGSAVATH</b> 最高人民裁判所研修所裁判官補
24	<b>ダヴォン・カムシー</b>
	<b>Ms. Davone KHAMSY</b> 最高人民裁判所研修所裁判官補
25	<b>マニチャン・ピラパン</b>
	<b>Ms. Manichanh PHILAPHANH</b> ラオス弁護士会 弁護士

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 前田佳行(MAEDA Yoshiyuki), 氷室 隼人(HIMURO Hayato), 鈴木一子(SUZUKI Ichiko)

国際専門官 / Administrative Staff 執行 優里(SHIGYO Yuri)